

# 都市計画変更に係る理由書

## 1. 案件名

札幌圏都市計画特別用途地区（石狩市）の変更 【石狩市決定】

## 2. 決定経過

札幌圏都市計画特別用途地区（石狩市）については、平成元年に特別工業地区を決定し、平成3年に変更したのち、平成10年には特別業務地区を決定し、平成16年の特別工業地区と特別業務地区の両地区の変更を経て、現在に至る。

## 3. 都市計画変更の目的

石狩湾新港地域土地利用計画の改訂案が示され、再生可能エネルギーによる操業を目指す企業やデジタルトランスフォーメーションに取り組む企業などの立地促進のほか、商業を含む交流機能の配置など、地域の多様なニーズに応えるとともに企業立地のインセンティブを高めるための地区が新たに設定されたことから、当該機能の配置により地域や職場環境の魅力が向上し、もって石狩湾新港地域の道央圏の生産・流通拠点としての機能が強化され、あわせて情報技術やエネルギー関連施設の集積が図られるよう、特別用途地区を変更する。

## 4. 都市計画変更の内容

第二種特別業務地区と第三種特別業務地区の一部区域を再編し、新たに、再生可能エネルギーの地産地活によるカーボンニュートラルや脱炭素を推進するとともに、デジタルトランスフォーメーションの動きに即応するため、再生可能エネルギーを活用したIT企業やデータセンター等の集積を図る「情報技術関連特別業務地区」を指定する。

併せて、第三種特別業務地区の残り区域と第四種特別業務地区を再編し、「情報技術関連特別業務地区」同様、再生可能エネルギーの地産地活を推進するとともに、新たに、新港地域の就業者の福利厚生、レクリエーション機能の配置を図り、さらに、道央圏のネットワークを形成する国道337号の沿道に位置しているという優位性を活かし、新港地域の就業者のみならず、道央圏域の来客者と地元市民・就業者の広域的な交流の場となる複合的な機能の配置を図る「複合交流機能特別業務地区」を指定する。

また、新たな特別業務地区の指定に伴い、第一種特別業務地区の名称を「機械金属・流通関連特別業務地区」に変更する。